会員各位

公益社団法人 島原法人会会 長 宅島 壽雄

マイナンバー制度と会社税務説明会開催について(ご案内)

拝啓 新涼の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

当会の事業運営につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、マイナンバー制度は平成28年1月から社会保障.税.災害対策の行政手続きで利用が始まります。また、本年10月には国民全員にそれぞれのマイナンバーが届きます。それは一生、変わることのない大切な番号です。マイナンバーは法律で定められた場合のみ利用することができ、それ以外は利用することができません。

大切なマイナンバーを法律の範囲内で利用するために、会社として様々な準備が必要です。業務のどの場面でマイナンバーを利用するか、又、適正な取扱い等、更に会社税務説明会を開催いたしますので、是非、ご出席下さいますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 平成27年10月21日(水) 午後2時~4時まで
- 2. 会場 島原市 HOTEL シーサイド島原
- 3. 講師 島原税務署 担当官
- 4. 受講料 無料

【主催】公益社団法人 島原法人会 【共催】島原間税会 島原市新湊1丁目32-1 第3マルデンビッル 2F-C [TEL0957-62-7025]

※ お申込はこのまま FAX 0957-64-0527 にてご返信下さい

(複数受講お申込の場合は本用紙をコピーしてご使用下さい。定員になり次第締め切らせていただきます) お申、入用、紙

40 17 Z 713 114

			平成	年	月	日
貴社名						
住 所	₸					
TEL		FAX				
お名前		役職				

※ご記入いただいた個人情報については、個人情報保護法に基づき、管理運用し、個人情報の保護に努めます。 詳細につきましては 「公益社団法人 島原法人会プライバシーポリシー」(http://shimabarahoujinkai.jp/privacy.html)をご参照ください。